



いとゴンのイラスト・写真 使用の手引き

糸島市

～目次～

第1章 申請手続きについて P2 ～ P9

使用申請の方法や留意事項などをまとめています。

第2章 デザインについて P10～P16

いとゴンを使ってデザインする場合のルールです。

第3章 その他（広告等について） P17

第1章

申請手続きについて



重要！ “必ず” 申請を行って許可を得てから使用してください

「いとゴン」のイラストや写真を使用する場合は、使用しようとする人が、事前に申請して許可を得てください。

【例外】

以下に該当する場合は、申請不要です。

- ①非営利かつ個人的に使用する場合（個人の年賀状、名刺、ブログなど）
- ②団体内で特定の人だけで使用する場合（社内の研修資料や会議室の張り紙など）
- ③新聞、テレビ、雑誌等で取材による広報目的で使用する場合

○申請に必要なもの

①申請書

②使用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③申請者の概要書（企業・団体のパンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

申請書に必要事項をご記入のうえ、以下の連絡先まで郵送、窓口を持参または電子データをメールで提出してください。

【連絡先】

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市 ブランド政策課
TEL： 092-332-2080
MAIL： brand@city.itoshima.lg.jp



いとゴンのイメージ使用について（ホームページ）

<https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/050/b010/020/020/20210308111636.html>

いとゴン 糸島市

検索

申請書のデータは、市のホームページからダウンロードできます。
また、市の窓口でも配布しています。

いとゴンの使用料は無料です。

いとゴンの使用によって、糸島市民の郷土愛の醸成、糸島市の知名度の向上及び地域の活性化を図るため、使用料は無料です。

新聞、テレビ、雑誌等での使用について

新聞、テレビ、雑誌等で取材による広報目的で使用する場合は申請不要ですが、販売促進や誘客などの広告として使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

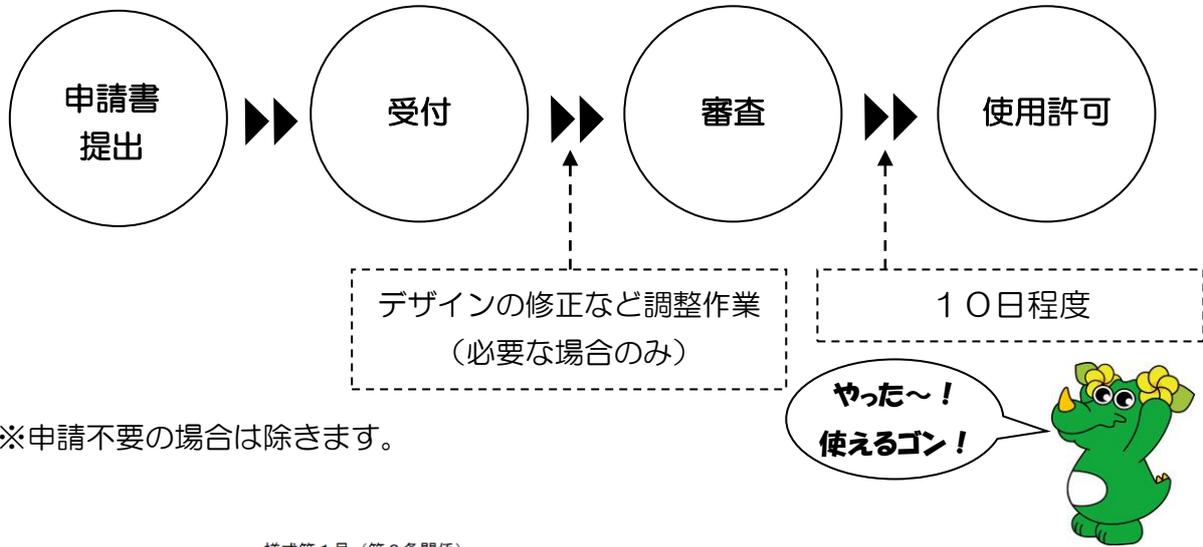
申請はオンラインでも手続き可能です。

パソコン利用してホームページからオンライン申請が可能です。申請には商品等の見本及び申請者概要の電子データが必要ですので、申請前にご準備ください。

※申請はパソコンで行ってください。スマートフォンでの申請には対応していません。
※電子データは各項目アップロードできるファイルが1つのみとなっています。画像などが複数ある場合は申請前に1つのファイルにまとめてください。

受付完了後、審査から使用許可まで10日程度かかります。余裕を持って申請してください。

※申請内容に修正等必要な場合は、上記以上の時間がかかることがあります。



※申請不要の場合は除きます。

様式第1号（第3条関係）

糸島市イメージキャラクターいとゴン使用申請書

申請書の
記入例
(様式第1号)

令和〇年〇月〇日

糸島市長 様

住 所 糸島市前原西一丁目1番1号
 団体等名 ○○○○(株)
(ふりがな)
 代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

糸島市イメージキャラクターいとゴンを使用したいので、下記のとおり申請します。
 なお、いとゴンの使用については、糸島市イメージキャラクターいとゴンの使用に関する要綱に従います。

記

| | |
|---------------------|---|
| 商品等の名称 ※商品等ごとに申請 | ペン |
| 使用場所 | 糸島市内 ・ 福岡県内 ・ 福岡県外 |
| 使用開始 | 令和 3年 4月 1日 から |
| 使用終了 | 年 月 日 まで ※ 使用終了日が決まっている場合は記入してください |
| 製作数量 ※不明の場合、見込み | 1,000本 |
| 販売の有無及び 販売予定価格 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 (150円/個 消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。) <input type="checkbox"/> 無 |
| 担当者連絡先 | 氏 名 : ○○課 ○○ ○○ 電話番号 : 092-323-1111 Eメール : itogon@city.itoshima.lg.jp |
| 添付書類 | ①商品等の見本 ②申請者の概要 ③その他参考となる資料 |

申請書に添付する「商品等の見本」

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、いとゴンをどのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

商品



どのような商品になのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）現物を提出できない場合はデザイン案等を提出してください。

パッケージ



どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像を付けてください。）

チラシ・パンフなど印刷物



印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

個人で申請する人の添付書類「プロフィールがわかるもの」とは…

農業
などの
場合

主にどのようなものを生産されているのかなど、下記のような内容を書面で提出してください。

〔例〕

| | |
|------------------|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 仕事内容、取扱商品（生産品）など | 例／トマト農家です。 〇〇〇に出荷し、販売しています。主な生産品目は、 トマト・みかんです。 |
| その他 | |

商店
などの
場合

主な販売品やいつ頃から店を始めたかなど、下記のような内容を書面で提出してください。

〔例〕

| | |
|------------------|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 仕事内容、取扱商品（生産品）など | 例／昭和 62 年から食料品店 をやっています。取扱商品 は、加工食品、特産品 です。 |
| その他 | |

デザインを変更する場合や商品の種類を増やしたい場合など、使用期間中に申請内容が変わる場合は変更申請が必要です。

- デザインを変えたい
- 追加で色の種類を増やしたい
- 申請時より販売数が増えた

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。

前回の許可内容欄はすべて記入し、追加・変更をする内容には変更する部分のみを記入してください。



様式第2号（第9条関係）

糸島市イメージキャラクターいとゴン変更使用申請書

令和〇年〇月〇日

糸島市長 様

住 所 糸島市前原西一丁目1番1号
 団体等名 ○○○○（株）
（ふりがな）
 代表者氏名 代表取締役社長 ■■ ■■
 ○○ ○○

令和3年4月1日付けで許可を受けた糸島市イメージキャラクターいとゴンの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

| | 前回の許可内容（すべて記入） | 変更をする内容 （変更がある場合のみ記入） |
|---------------------|---|-----------------------------|
| 商品等の名称 ※商品等ごとに申請 | ペン | |
| 使用場所 | 糸島市内 | 福岡県内 |
| 使用開始 | 令和3年 4月 1日から | 令和3年 6月 1日から |
| 使用終了 | 年 月 日まで | 令和4年 3月31日まで |
| 製作数量 ※受注等は見込み | 2,000個 | 3,000個追加 |
| 販売予定価格 | 150円/個 | 200円/個 |
| 担当者連絡先 | 氏 名：○○ ○○ 電話番号：000-000-0000 Eメール：○○@○○.jp | 氏 名：△△ △△ 電話番号： Eメール： |

【添付書類】 ①商品等の見本 ②その他参考となる資料

使用にあたっての留意事項

大事なことなので、
よく読んでほしいゴン!



1

使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、糸島市は一切の責任を負いません。

2

使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

3

使用許可を受けた人に、独占的にイラストや写真を使う権利が発生するわけではありません。他の人も同様の申請が可能です。

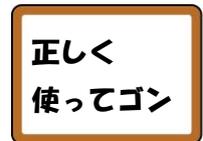
次の場合、使用は許可できません!

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの
- (2) 市の信用又は品位を害するもの
- (3) 第三者の利益を害するもの
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援するおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う人が使用する場合（※販売先が同営業を行う人である場合も含む）
- (6) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用する場合、又はこれらの者と密接な関係を有する場合
- (7) イラストの使用によって誤認、又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) イラストのイメージを損なうおそれがある場合
- (9) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (10) イラストの著しい変形その他イラストの使用が適切でない場合

注意してゴン!



手続きQ&A



これまでにご質問の多かった内容を掲載しています。

Q1 商品に「いとゴン」を使用したいのですが、使用料は必要ですか？

A1 商品等の販売を目的とした場合を含め無料です。

Q2 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A2 個人で年賀状等に使用する場合は、使用申請は不要です。

Q3 店内掲示のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請する必要がありますか？

A3 商品への使用申請と一緒に申請してください。申請後にポップ類を作成する場合は、再度、変更申請が必要です。

Q4 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？

A4 商品の申請時に、そのカタログやチラシの原稿も添付して一括で申請してください。申請後に追加でカタログ・チラシを作成する場合は再度、変更申請が必要です。

Q5 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか？

A5 使用許可後、商品などのデザインや数量、色、大きさなどを変更した場合には変更申請書を提出してください。

また、一度使用期間が終了した後や商品自体が変わる場合は、変更申請ではなく、新規申請が必要です。

Q6 個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

A6 様式は任意です。「仕事の内容」「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。（P5参照）

Q7 チームの応援旗やチームのユニフォームに「いとゴン」図形を使用することが出来ますか？

A7 「いとゴン」は糸島市のキャラクターです。
「いとゴン」が特定チームや団体等のキャラクターと誤認されないようご使用ください。使用にあたっては、事前にご相談ください。

Q8 企業の誘客のための広告看板として「いとゴン」図形を使用することが出来ますか？

A8 企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう使用してください。使用にあたっては、事前にご相談ください。

Q9 商品の名前や店名に「いとゴン」の冠を付けてもいいですか？

A9 可能です。ただし、使用許可は独占的に使用する権利を付与するものではありません。

Q10 企業内の職員研修用の冊子の中に、「いとゴン」図形を入れて使用することは出来ますか？

A10 企業内で、その企業の社員だけが見られるものについては、使用申請は不要です。

Q11 会社の営業のため、「いとゴン」図形を入れた名刺を作成して配布することは出来ますか？

A11 会社として名刺に使用するには、申請が必要です。事前に申請のうえ、ご使用ください。個人的に使用する名刺は、申請不要です。

Q12 企業や団体の概要書の中に、「いとゴン」図形を入れて外部に配布できますか？

A12 外部に配布する場合や一般の人がご覧になるような場合は、申請が必要です。事前に申請のうえ、ご使用ください。

Q13 シールを作りたいのですが、可能ですか？

A13 販売用グッズとしてのシール（いとゴンのシールセットなど）は、シール単体の商品として申請すれば使用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許可しますので、製品に貼った実際に使用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたっては、シールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

第2章

デザインについて

「いとゴン」のプロフィール

- 糸島市のキャラクターです。
- 男の子です。
- 竜です。

プロフィールを念頭に、この章に記載のルールに沿って使用してください。



印刷の色は、原則、指定色または単色（1色）です。

「いとゴン」の色を変更することはできません。指定色、または単色（黒1色など）での使用となります。周りの印刷がカラーの場合は、指定色でご使用ください。配色については「いとゴンの配色マニュアル」をご覧ください。

指定色だゴン!



〈指定色〉

| | | |
|------------------------|---------|-----------|
| 体 | DIC572 | C81Y100 |
| 角 | DIC567 | M25Y100 |
| 口手前 | DIC2499 | C13M89Y85 |
| 口奥 | DIC2489 | M96Y94B30 |
| 花 | DIC126 | Y100 |
| 花中央 | DIC56 | M28Y75 |
| 葉 | DIC360 | C30M3Y92 |
| アウトライン・目スミ=100%、白目・腹=白 | | |

単色だゴン!



〈単色〉

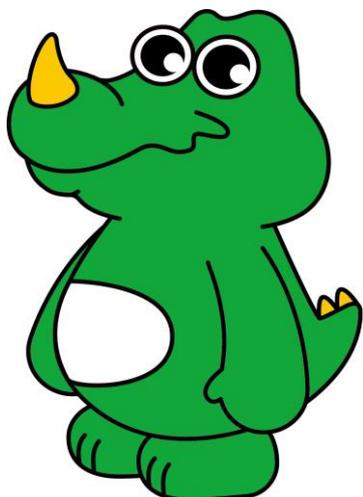
| | |
|----------------------|------|
| 体 | =58% |
| 角/尻尾角 | =25% |
| 口手前 | =65% |
| 口奥 | =80% |
| 花 | =白 |
| 花中央 | =20% |
| 葉 | 20% |
| アウトライン・目=100%、白目・腹=白 | |

使用できるイラスト

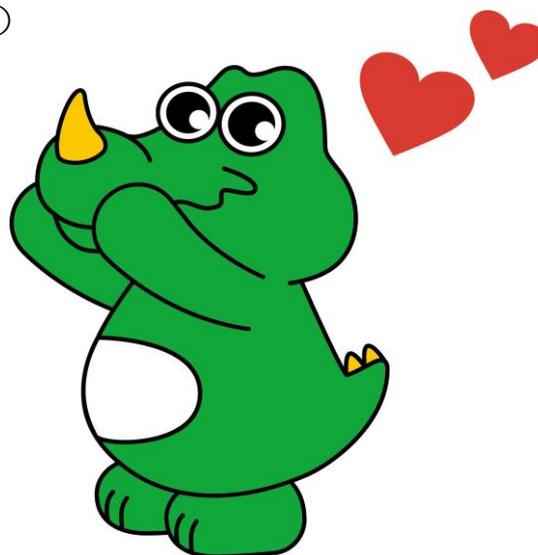
原則として、決められたポーズしか使用できません。
ただし、商品や企業などで独自のデザインを使用したい場合は、
デザイン案を作成のうえ、ご相談ください。
なお、ポーズが追加になる場合は、ホームページに
掲載するとともに、色を指定します。



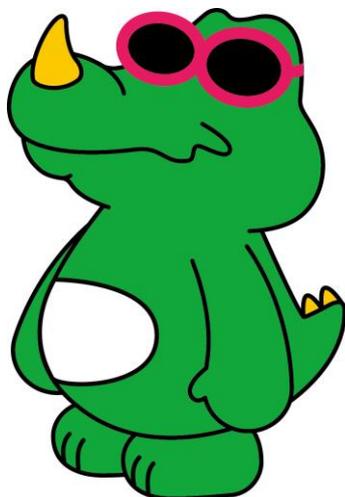
(1)



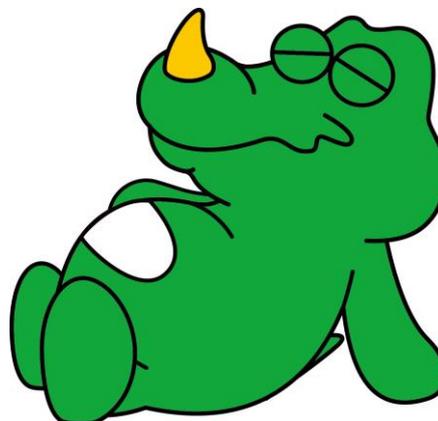
(2)



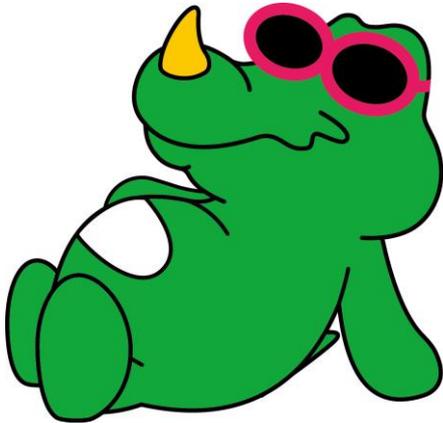
(3)



(4)



(5)



(6)



(7)

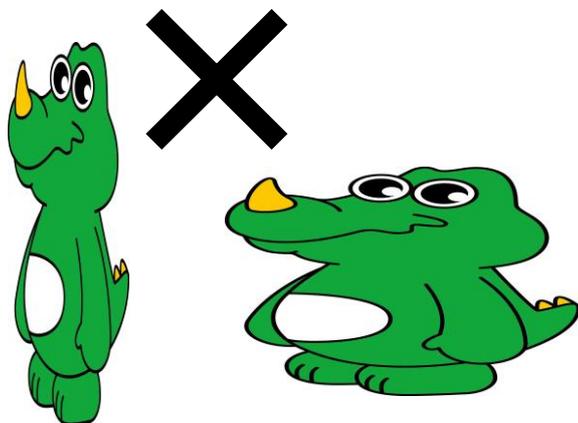


(8)

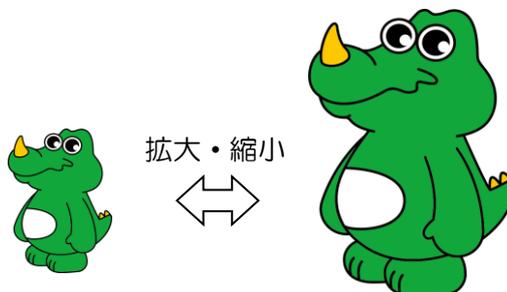


「いとゴン」を変形させたり、体の一部を消したりしないでください！

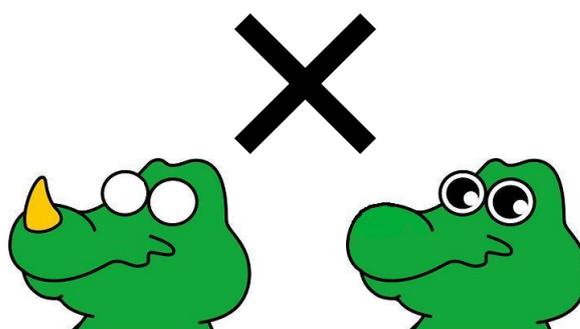
たて・よこの比率を変えて
「いとゴン」図形を
変形しているもの



たて・よこを
等比率で拡大・縮小



目やツノなど
「いとゴン」図形の
一部分を省略しているもの



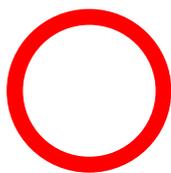
上半身や顔だけ
そのまま切りだす



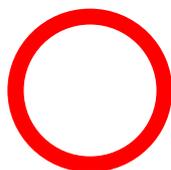
話し言葉の語尾を「～ゴン」とするときは、カタカナ表記してください。



「いとゴン」の体に文字、商品等の写真をかぶせることはできません。



服を着せたり、ポーズを変えたりすることはできません。



いびきを付ける、音符をつけるなどイラストに直接影響を与えないものはOK



眼鏡をかける、靴をはかせるなど

これらは、「いとゴン」のデザインやイメージを崩さないための使用方法としての原則を示しています。企業や団体が商品などを製作するときに、独自のデザインを使用したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。



よく
読んでゴン!



デザインQ&A

正しく
使ってゴン!



これまでにご質問の多かった内容を掲載しています。

Q1 「いとゴン」の色を変えてもかまいませんか?

A1 指定色または単色で使用してください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認したうえで使用の許可を判断しますので、申請書には必ず見本（見本が添付できないときは写真・図等）を添付してください。



Q2 特定の商品を手を持たせることは可能ですか?

A2 P13~14のポーズに商品等を持たせ、「いとゴン」のデザインに直接手を加えるものでなければ可能です。ただし、帽子や洋服などを身につけたり、新しいポーズを作成したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。

Q3 「いとゴン」のポーズを変えたりすることは可能ですか?

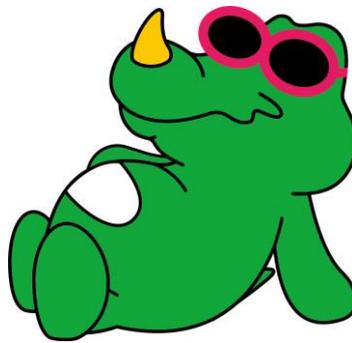
A3 原則としてP13~14のポーズを使用してください。

もし、帽子や洋服などを身につけたり、新しいポーズを作成したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。

第3章

その他 (広告等について)

その他の重要事項を説明しています。最後までお読みください。



正しく使ってゴン!

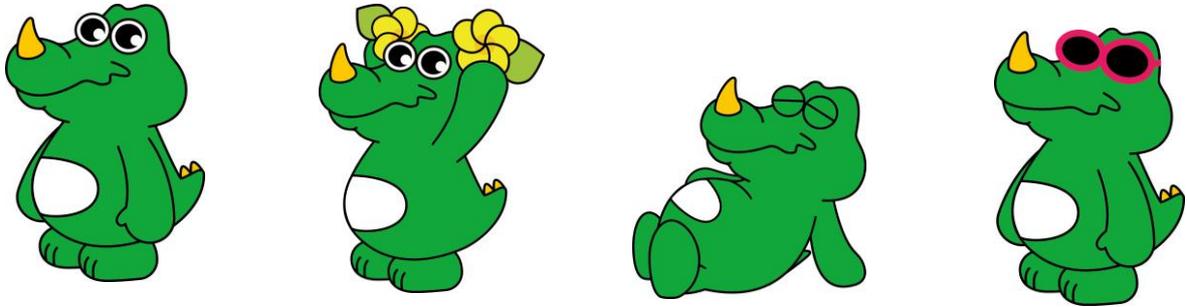
広告で使用する場合は、次の点にご注意してください。

(1) イラストと写真の取り扱いについて

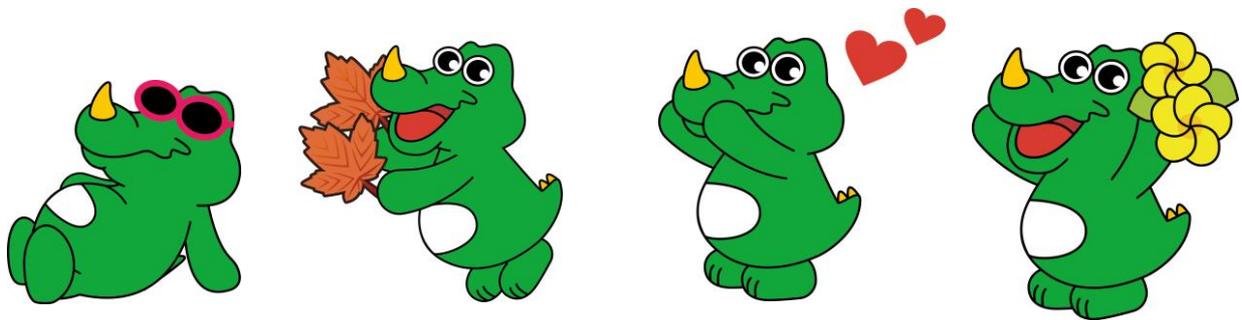
イラストや写真を広告として使用する場合は原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影された写真を個人のブログへの掲載や団体内で配るチラシに使用する場合は申請不要です。

(2) 許可を受けた商品の、写真での使用について

許可を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。



糸島市 ブランド政策課
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
TEL : 092-332-2080
MAIL : brand@city.itoshima.lg.jp



(R4.4.26 更新)